

# 下社 住民税

## 実力完成答練第1回【解答】

### (4) 退職手当金に関する資料

① X株式会社から支給を受けた退職手当の金額（平成31年1月31日支給） 32,250,000円

#### ② 甲の勤務状況

平成7年4月1日 X株式会社に就職（B市はX社を特別徴収義務者に指定している。）

平成31年1月31日 X株式会社を自己都合により退職（再就職していない。）

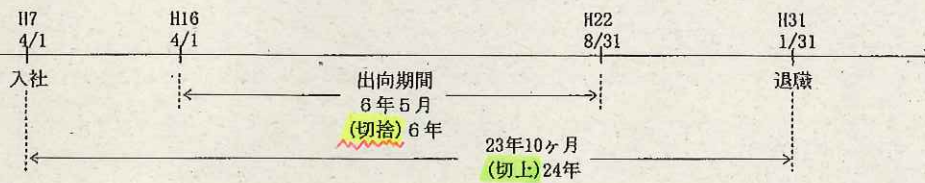
甲はX社への勤務期間中に、関連会社Y社へ次のように出向しており、X社へ復帰するに際して、Y社から退職手当として6,800,000円の支給を受けている。

なお、Y社に係る退職金の支給期間は、X社に係る退職金の支給期間に含まれている。

Y社へ出向 平成16年4月1日

X社へ復帰 平成22年9月1日

### 2 退職所得控除額



### II 平成31年中の徴収税額の計算

1 分離課税に係る所得割額		1 (1) 32,250,000
(1) A県民税	② { 477,000 715,500	(2)① 8,000,000 + 700,000 × (24年 - 20年) = 10,800,000
(2) B市民税		※ H17.4.1 ~ H31.1.31 → 23年10ヶ月 (1年未満切上) ∴ 24年
		② 400,000 × 6年 = 2,400,000
		※ H16.4.1 ~ H22.8.31 → 6年5ヶ月 (1年未満切捨) ∴ 6年
		③ ① - ② = 8,400,000 ②
		(3) (① - ②) × $\frac{1}{2}$ = 11,925,000
		(4) 特別徴収税額 (退職時に特別徴収)
		① A県民税 11,925,000 × 4% = 477,000
		② B市民税 11,925,000 × 6% = 715,500

### 【資料1】甲（昭和35年5月23日生・白色申告）の所得等の状況

(1) 配当所得に関する資料（上場株式に係る配当金であり、所得税の確定申告に際し申告不要としている。なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。）

株主総会決議日 平成30年9月20日、配当金支払日 10月15日 65,000円

### ○甲の徴収税額

(単位：円)

I 平成30年中の徴収税額の計算 <b>若工の晴大</b>		
1 A県民税配当割	3,250 ②	1 65,000 × 5% = 3,250
2 平成30年度分特別徴収税額		2 284,200 + 426,300 = 710,500
平成30年6月分月割額	59,300	710,500 ÷ 12 = 59,200 (百円未満切捨) } ②
7月～12月分月割額	59,200	

【資料4】甲の徴収に関する状況

(1) 平成30年度・道府県民税及び市町村民税の額

- ① 道府県民税 284,200円
  - ② 市町村民税 426,300円
- } 前年と同じ=解答あり

(2) 平成29年分及び平成30年分所得税の確定申告書・第二表中の「住民税・事業税に関する事項」において、給与所得以外の住民税の徴収方法の選択は、「給与から差引き（特別徴収）」を選択している。なお、平成30年度分の道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収すべき月割額は、平成31年1月分まで徴収済である。

(2) 生命保険契約に係る保険料の額76,000円・個人年金契約に係る保険料の額63,000円及び介護医療保険料の額55,000円

いずれの契約も平成30年に締結されたものである。

(3) 損害保険契約に係る保険料55,000円の内訳

- ① A損害保険契約（平成28年契約締結）で、地震等損害を補てんする契約に係る保険料の額  
34,000円
- ② B損害保険契約（平成18年契約締結）で、火災による損害を補てんする旧長期契約に係る保険料の額  
21,000円

生命保険料控除	70,000	②	(1) 76,000 > 56,000 ∴ 28,000 (2) 63,000 > 56,000 ∴ 28,000 (3) $22,000 + (55,000 - 32,000) \times \frac{1}{4} = 27,750$ (4) (1)+(2)+(3) = 83,750 > 70,000 ∴ 70,000
地震保険料控除	25,000	②	(1) $34,000 \times \frac{1}{2} = 17,000$ (2) 21,000 > 15,000 ∴ 10,000 (3) (1)+(2) = 27,000 > 25,000 ∴ 25,000

上限に注意!

(2) 甲の長男（昭和62年2月27日生）

① 所得等の内訳

- イ 上場株式の配当 37,000円  
(負債利子が30,000円あるため、所得税で申告分離課税している。)
- ロ 未公開株式を譲渡したことによる損失の金額 530,000円
- ハ 上場株式を譲渡 (源泉徴収選択口座による譲渡ではない。) したことによる所得の金額 970,000円  
↳ 株主名義で売却がでない?

なお、この譲渡はS証券会社T支店への売委託により譲渡したものである。

② 長男はC県D市に対して寄附金15,000円を支出している。

この寄附により、特別の利益は受けていない。

所得税の確定申告に際して、D市の領収書を確定申告書に添付して適法に申告している。

③ 長男は、妻（平成3年8月5日生、前年中にパート勤務による給与に係る収入金額が1,015,000円ある）を有しており、所得税の確定申告において控除対象配偶者としている。

なお、妻には平成29年11月に盗難による損失が生じており、妻は平成29年分の所得税の確定申告に際して雑損控除の適用を受けたが、その雑損失に係る繰越控除額が80,000円生じている。

[1] 甲の妻	-	[1] 0 ≤ 350,000 ∴ 所得割非課税 0 ≤ 350,000 ∴ 均等割非課税
[2] 甲の長男		[2]
1 所得割額		1 所得割額
A 県民税	1,060	(1) 上場株式等に係る配当所得等の金額 87,000 - 30,000 = 57,000
B 市民税	1,590	(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 970,000 一般株式等の譲渡損失は上場株式等の譲渡益は通算できない。(通算していないことに [2])
		(3) (1)+(2) = 1,027,000 1,027,000 > 350,000 × (1+1) + 320,000 = 1,020,000 ∴ 所得割課税
		(4) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(千円未満切捨) 57,000 - (330,000 + 330,000) = △603,000 970,000 - 603,000 = 367,000 [2]
		(5) 算出所得割額 367,000 × { 2% = 7,340 3% = 11,010
		※ 調整控除を適用していないこと [2]
		(6) 寄附金税額控除額
		① (15,000 - 2,000) × { 4% = 520 6% = 780
		② (15,000 - 2,000) × 74.685% × { 2/5 = 3,883.62 } [2] 3,883.62 > 7,340 × 20% = 1,468 ∴ 1,468 } [2] 5,825.43 > 11,010 × 20% = 2,202 ∴ 2,202
		③ ①+② = { 1,988 } [2] 2,982
		(7) (5)-(6) = { 5,352 } 計 13,380 8,028
		(8) 所得割の調整額 1,027,000 - 13,380 = 1,013,620 < 1,020,000 1,020,000 - 1,013,620 = 6,380 [2]
		イ A 県民税 6,380 × $\frac{5,352}{13,380}$ = 2,552
		ロ B 市民税 6,380 × $\frac{8,028}{13,380}$ = 3,828 } [2]
		(9) 配当割額控除 2 87,000 × 5% × { $\frac{5}{3}$ } = 1,740 } [2] = 2,610
		(10) 所得割額 5
		(7)-(8)-(9) = { 1,060 } 1,590
2 均等割額		1 + 2 (百円未満切捨)
A 県民税	1,500	
B 市民税	3,500	
3 県民税及び市民税の額		
A 県民税	2,500	
B 市民税	5,000	

2% の税率の場合  
3% の税率の場合

15% × 1.021 - 90%

均等に分配修正

配当割額の扱い

氏名	平成31年度分として納付すべき税額の合計額	平成31年度分として納付すべき税額の内訳	
		A県民税	B市民税
甲	1,401,700 [2]	560,200	841,500
甲の妻	—	—	—
甲の長男	7,500 [2]	2,500	5,000
甲の長男の妻	5,000 [2]	1,500	3,500

○甲の徴収税額

(単位：円)

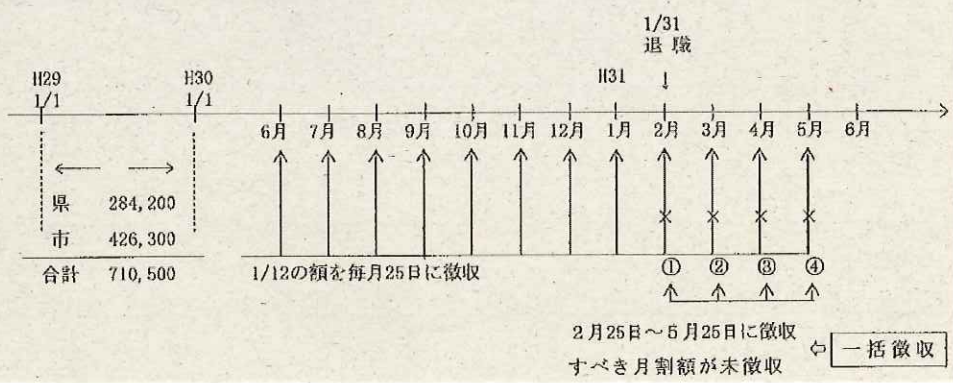
I 平成30年中の徴収税額の計算		II 平成31年中の徴収税額の計算	
1 A県民税配当割	3,250 [2]	1 (1) 32,250,000	1 65,000 × 5% = 3,250
2 平成30年度分特別徴収税額		2 (2) 284,200 + 426,300 = 710,500	2 284,200 + 426,300 = 710,500
平成30年6月分月額割額	59,300		710,500 ÷ 12 = 59,200 (百円未満切捨)
7月～12月分月額割額	59,200		710,500 - 59,200 × 11 = 59,300 } [2]
II 平成31年中の徴収税額の計算		1 (1) 32,250,000	
1 分離課税に係る所得割額		(2) ① 8,000,000 + 700,000 × (24年 - 20年) = 10,800,000	※ H7.4.1 ~ H31.1.31 → 23年10ヶ月 (1年未満切捨) ∴ 24年
(1) A県民税	[2] { 477,000	② 400,000 × 6年 = 2,400,000	※ H16.4.1 ~ H22.8.31 → 6年5ヶ月 (1年未満切捨) ∴ 6年
(2) B市民税	715,500	③ ① - ② = 8,400,000 [2]	
		(4) {(1) - (2)} × $\frac{1}{2}$ = 11,925,000	
		(4) 特別徴収税額 (退職時に特別徴収)	
		① A県民税	11,925,000 × 4% = 477,000
		② B市民税	11,925,000 × 6% = 715,500
2 平成30年度分特別徴収税額		2 59,200 × 4 = 236,800 (平成31年2月～5月分月額割額)	普通徴収に付する場合はどうなるか 10 分離課税は分かるか?
(1) 平成31年1月分月額割額	59,200		
(2) 一括徴収すべき税額	236,800 [2]		
3 平成31年度分納期別納付税額		3	
(1) 第1期 (6月)	[2] { 351,700		1,401,700 ÷ 4 = 350,000 (千円未満切捨)
(2) 第2期 (8月)	350,000		1,401,700 - 350,000 × 3 = 351,700
(3) 第3期 (10月)	350,000		

書き忘れたや!!

2 平成30年度分特別徴収税額

3 平成31年度分納期別納付税額

1 特別徴収税額の残額の徴収



給与所得者が退職した場合には、**退職月に退職した年度の最終月までの**徴収額をまとめて一括徴収させることとしている。

今回は退職月が1月のため、申出がなくても一括徴収となる。

[2] 甲の長男		[2]	
1 所得割額		1 所得割額	
A 県民税	1,060	(1) 上場株式等に係る配当所得等の金額	$87,000 - 30,000 = 57,000$
B 市民税	1,590	(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額	970,000
		一般株式等の譲渡損失は上場株式等の譲渡益は通算できない。(通算していないことに [2])	
		(3) (1)+(2)=1,027,000	$1,027,000 > 350,000 \times (1+1) + 320,000 = 1,020,000$
		∴ 所得割課税	
		(4) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(千円未満切捨)	$57,000 - (330,000 + 330,000) = \Delta 603,000$
			$970,000 - 603,000 = 367,000$ [2]
		(5) 算出所得割額	
			$367,000 \times \begin{cases} 2\% = 7,340 \\ 3\% = 11,010 \end{cases}$
		※ 調整控除を適用していないこと [2]	
		(6) 寄附金税額控除額	
		① $(15,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 520 \\ 6\% = 780 \end{cases}$	
		② $(15,000 - 2,000) \times 74.685\% \times \begin{cases} 2/5 = 3,883.62 \\ 3/5 = 5,825.43 \end{cases}$ [2]	
		$3,883.62 > 7,340 \times 20\% = 1,468$ ∴ 1,468	
		$5,825.43 > 11,010 \times 20\% = 2,202$ ∴ 2,202	
		③ ①+② = $\begin{cases} 1,988 \\ 2,982 \end{cases}$ [2]	
		(7) (5)-(6) = $\begin{cases} 5,352 \\ 8,028 \end{cases}$ 計 13,380	
		(8) 所得割の調整額	
		$1,027,000 - 13,380 = 1,013,620 < 1,020,000$	
		$1,020,000 - 1,013,620 = 6,380$ [2]	
		イ A 県民税	$6,380 \times \frac{5,352}{13,380} = 2,552$
		ロ B 市民税	$6,380 \times \frac{8,028}{13,380} = 3,828$ [2]
		(9) 配当割額控除	$87,000 \times 5\% \times \begin{cases} 2 \\ 3 \end{cases} = 1,740$
			$= 2,610$ [2]
		(10) 所得割額	5
		(7)-(8)-(9) = $\begin{cases} 1,060 \\ 1,690 \end{cases}$	
2 均等割額		1+2	[百円未満切捨]
A 県民税	1,500		
B 市民税	3,500		
3 県民税及び市民税の額			
A 県民税	2,500		
B 市民税	5,000		

配当利の扱い

税額控除後 (配当割・株主等譲渡所得割額控除以外)